福島県水田農業産地づくり対策等推進会議 平成22年度第1回総会議案書

日 時 : 平成22年5月12日(水)午前11時00分~

場 所 : 杉妻会館「牡丹A」

目 次

議案第1号	規約及び諸規程の一部改正(案)について 1
議案第2号	平成 22 年度事業計画(案) について 2 0
議案第3号	平成 22 年度歳入歳出予算(案) について2 2
議案第4号	平成22年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について26
議案第5号	事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について…27
議案第6号	事務手続き等に関する付帯決議について 28
参考資料	2 9

議案第1号 規約及び諸規程の一部改正(案)について

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の規約及び諸規程の一部を改正することとしたい。

- 1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約
 - (1) 改正理由 国の制度改正等により、関係箇所を整備するため。
 - (2) 改正内容 別紙新旧対照表のとおり。

2 諸規程

- (1) 改正する規程
 - ① 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
 - ② 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
 - ③ 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
 - ④ 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
 - ⑤ 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程
- (2) 改正理由 国の制度改正等により、関係箇所を整備するため。
- (3) 改正内容 別紙新旧対照表のとおり。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正(案)新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正
平成19年12月25日一部改正	平成19年12月25日一部改正
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正
平成21年 6月16日一部改正	平成21年 6月16日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)
(目的)	(目的)
第3条 推進会議は、食料自給率の向上に向けた水田の有効活用によ	第3条 推進会議は、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、
る麦、大豆、米粉用・飼料用米等の生産拡大の推進、地域におけ	水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地確立の推
る需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、戸別所得	進、食料自給力・自給率の向上を目指した取組の推進等に資する
補償モデル対策等の推進、その他地域水田農業の振興等に資する	ことを目的とする。
ことを目的とする。	
(事業)	(事業)
第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を	第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を
行う。	行う。
(1) 戸別所得補償モデル対策の推進に関すること。	(1) <u>水田農業構造改革交付金等</u> に関すること。

、次に掲
ること。
•

改 正 後	改 正 前
第 17 条~第 19 条 (略)	第 17 条~第 19 条 (略)
第 5 章 第 20 条~第 25 条 (略)	第 5 章 第 20 条~第 25 条 (略)
第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 戸別所得補償制度導入推進事業費補助金 (2) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業費補助金 (3) 耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金	第 26 条 推進会議の資金は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 水田農業構造改革交付金 (2) 耕畜連携水田活用対策事業費補助金 (3) 水田農業構造改革対策推進交付金 (4) 水田等有効活用促進交付金 (5) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金
(4) 負担金 (5) 前年度繰越金 (6) その他の収入	(6) 水田等有効活用促進指導費交付金 (7) その他第4条第5号に基づく事業に係る国庫補助金及び交付金 (8) 負担金 (9) その他の収入
第 27 条 (略)	第 27 条 (略)
第 28 条 推進会議の事務に要する経費は、 <u>戸別所得補償制度導入推進事業費補助金、自給力向上</u> 戦略的作物等緊急需要拡大事業費補助金、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金、負担金、前年度繰越金及びその他の収入をもって充てる。	第 28 条 推進会議の事務に要する経費は、 <u>耕畜連携水田活用対策事業費補助金、水田農業構造改革推進交付金、水田等有効活用促進指導費交付金、</u> 負担金 及びその他の収入をもって充てる。 2 推進会議の事務に要する経費は、第 2 6 条第 1 号、第 4 号及び第5号から支弁してはならない。
第29条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、 総会の議決を 得なければならない。	第 29 条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、 <u>事業</u> 開始前に総会の議決を得なければならない。
第 29 条の 2	第29条の2 予算に定めた推進会議の事務に要する経費であって資

改 正 後

金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、______会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に繰り越して使用することができる。

第29条の3 (略)

第30條 (略)

第31条 会長は、実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を東北農政局長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

改 正 前

金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、推進会議は会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に繰り越して使用することができる。

第29条の3 (略)

第 30 條 (略)

第31条 会長は、要綱、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成 19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命 通知。)、水田等有効活用促進対策事業実施要綱(平成21年4月1 日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。)、水田等 有効活用促進指導事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産 第9849号農林水產事務次官依命通知。)、水田農業構造改革対策 実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産 省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。)、耕畜連携水田活用 対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号 農林水産省生產局長通知。)、水田等有効活用促進対策事業実施要領 (平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産 局長通知。)、水田等有効活用促進指導事業実施要領(平成21年4 月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知。)、需要 即応型生産流通体制緊急整備事業実施要領(平成21年5月29日 付け21生産第1531号農林水産省生産局長通知。)及び第4条 5号に基づく事業に係る国庫補助金及び交付金に関する要綱・要領 並びにその他の規程の定めるところにより次に掲げる書類を東北 農政局長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

改 正 後	改 正 前			
第8章	第8章			
第 32 条~第 33 条 (略)	第 32 条~第 33 条 (略)			
第34条 (略) 2 推進会議の資金のうち、第29条の2に基づき繰り越す額を超え <u>る</u> 負担金については、各負担者の負担割合に応じて精算するものと する。 3 (略)	第34条 (略) 2 推進会議の資金のうち			
第9章 雜則	第9章 雑則			
第 35 条 (略)	第 35 条 (略)			
附則(略)	附則(略)			
附 則 (略)	附則(略)			
附 則 (略)	附 則 (略)			
附 則 (略)	附則(略)			
附 則 (略)	附則(略)			
附則(略)	附則(略)			
附則(略)	附則(略)			
附則(略)	附則(略)			
附 則(平成22年5月12日議決)				
1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。				
2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田				
活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例に				
<u>よる。</u>				

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正(案)新旧対照表

改 正 後	改 正 前			
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程			
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定			
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正			
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正			
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正			
平成19年12月25日一部改正	平成19年12月25日一部改正			
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正			
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正			
平成21年 6月16日一部改正	平成21年 6月16日一部改正			
平成22年 5月12日一部改正				
	(目的)			
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)			
(事務処理体制)	(事務処理体制)			
第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同	第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同			
表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げ	表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げ			
る者を責任者とする。	る者を責任者とする。			
福島県 戸別所得補償モデル対策等 農林水産部	福島県 水田農業構造改革交付金等 農林水産部			
に係る事務 水田畑作課	(産地確立交付金、稲作構 水田畑作課			
自給力向上戦略的作物等緊 長	造改革促進交付金、水田等長			
急需要拡大事業に係る事務	有効活用促進交付金、牛肉			
耕畜連携粗飼料増産対策に	等関税財源飼料対策費補助			
係る事務	金)に係る事務			
戸別所得補償モデル対策等	耕畜連携水田活用対策事業			

改正後改正前						
の周知および推進に係る事 <u>務</u>				に係る事務 その他規約第4条5号に基		
	その他規約第4条4号に係 る事務				づく国庫補助金及び交付金 に係る事務	
万 自 旧 典 类 协 同 如 入		典类社类如		短 自 旧 典 类 协 已 如 众	水田農業構造改革交付金等	典类社类如
中央会	事業費補助金等に係る事務			中央会	(水田等有効活用促進指導	
	戸別所得補償モデル対策等 の周知および推進に係る事				費交付金)に係る事務 水田農業構造改革対策推進	
	務 その他規約第4条4号に係				交付金に係る事務 その他規約第4条5号に基	
	<u>る事務</u>				づく国庫補助金及び交付金	
					に係る事務	
全国農業協同組合連 合会福島県本部	戸別所得補償モデル対策等 の周知および推進に係る事	米穀部長			計画生産に関する指導・助 <u>言に係る事務</u>	米穀部長
福島県米穀肥料協同	<u>務</u> 戸別所得補償モデル対策等	統括部長		福島県米穀肥料協同	計画生産に関する指導・助	統括部長
組合	の周知および推進に係る事 務			組合	言に係る事務	
	<u></u> 戸別所得補償モデル対策等	専務理事			計画生産に関する指導・助	専務理事
組合	の周知および推進に係る事 務			組合	言に係る事務	
福島第一食糧卸協同 組合	戸別所得補償モデル対策等 の周知および推進に係る事	業務部長		福島第一食糧卸協同 組合	計画生産に関する指導・助 <u>言に係る事務</u>	専務理事

改 正 後	改 正 前			
<u>務</u>				
2 (略)	2 (略)			
(雑則)	(雑則)			
第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、推進会議規	第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。			
約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な				
事項は会長が定める。				
附則(略)	附則(略)			
附 則 (略) 附 則 (略)	附 則 (略)			
附 則 (略) 附 則 (略)	附則(略)			
附則(平成22年5月12日議決)	附則(略)			
1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。	-			
2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田				
活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例によ				
<u>3.</u>				

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正(案)新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
平成16年 4月8日制定	平成16年 4月8日制定
平成16年 8月28日一部改正	平成16年 8月28日一部改正
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正
平成19年 1月10日一部改正	平成19年 1月10日一部改正
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正
平成20年 3月26日一部改正	平成20年 3月26日一部改正
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正
平成21年 6月16日一部改正	平成21年 6月16日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	
目次(略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 推進会議の会計業務に関しては、戸別所得補償制度導入推進	第2条 推進会議の会計業務に関しては、水田農業構造改革交付金等
事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21政第192号	が 1世にお成って日本初に図りては、小田茂木田足以中大日並守
農林水産事務次官依命通知)、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡	交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産
大事業補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21生産第102	事務次官依命通知)
11号農林水産事務次官依命通知)、耕畜連携粗飼料増産対策事業	4 4/4 9 X EL 12 X ET (CE / 187)
費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21生畜第2067号	
農林水産事務次官依命通知)及び福島県水田農業産地づくり対策等	

改正後

推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この 規程の定めるところによる。

第3条 (略)

(会計区分)

- 第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、<u>それぞれ事</u> 業年度ごとに区分して経理する。
- (1) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金会計

- (2) 耕畜連携粗飼料増産対策事業補助金会計
- (3) 戸別所得補償制度導入推進事業補助金会計

 $2 \sim 3$ (略)

第5条~第7条 (略)

(会計事務責任者)

第8条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

自給力向上戦略的作物等緊 急需要拡大事業費補助金 耕畜連携粗飼料増産対策事 業費補助金

自給力向上戦略的作物等緊福島県農林水産部水田畑作課長

改 正 前

及び福島県水田農業 産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 (略)

(会計区分)

- 第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、それぞれ_ 区分 経理する。
- (1) 水田農業構造改革交付金等(産地確立交付金、稲作構造改革促進交付金、水田等有効活用促進交付金、牛肉等関税財源飼料対策費補助金、水田等有効活用促進指導費交付金、需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金、食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金、水田フル活用推進交付金等)会計
- (2) <u>耕畜連携水田活用対策補助金会計</u>(飼料稲フル活用緊急対策事 業補助金等を含む)
- (3) 水田農業構造改革推進交付金会計

 $2 \sim 3$ (略)

第5条~第7条 (略)

(会計事務責任者)

第8条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表 の右欄に掲げる者とする。

水田農業構造改革交付金等(産地確立交付金、稲作構造改 革促進交付金、水田等有効活 用促進交付金、牛肉等関税財

水田農業構造改革交付金等(福島県農林水産部水田畑作課長

改 正 後	改 正 前
	源飼料対策費補助金、需要即
	<u>応型生産流通体制緊急整備事</u>
	業交付金、食料自給力向上緊
	急生産拡大対策事業費交付金
	<u>等)</u>
	料稲フル活用緊急対策事業補
戸別所得補償制度導入推進 福島県農業協同組合中央会農業	助金等を含む)
事業費補助金 対策部長	水田農業構造改革交付金等 (福島県農業協同組合中央会農業
	水田等有効活用促進指導費交 対策部長
	付金、水田フル活用推進交付
	<u>金等)</u> 水田農業構造改革推進交付金
第9条 (略)	<u> </u>
	第9条 (略)
第2章 (略)	NA CAC (PH)
)/v = 1 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	第2章 (略)
第3章 予算	
(予算の目的)	第3章 予算
第 16 条 (略)	(予算の目的)
第 16 条の 2 (略)	第 16 条 (略)
2 (削除)	第 16 条の 2 (略)
	2 繰り越した予算は、翌年度の負担金として経理するものとする。
第 16 条~第 19 条 (略)	
holes to the contract (Miles)	第 16 条~第 19 条 (略)
第4章~第6章 (略)	
第 7 章 維則	第4章~第6章 (略)
第 7 早 無則 第 38 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規	第7章 雑則
新るの未 <u>実施しようとする事業の実施安嗣での他の規程、励職会規</u> 約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な	第 38 条
事項及び会計事務の手続きについては、会長が定める。	この規程の施行に関し必要な
1 2000 AH 1-000 1 WHICH - 1 CION AXW VE-20 00	

改 正 後	改 正 前
附 則 (略)	事項及び会計事務の手続きについては、会長が定める。
附則(略)	附則(略)
附 則(平成22年5月12日議決)	附則(略)
1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。	
2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田	
活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例によ	
<u>3.</u>	

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程の一部改正(案)新旧対照表

改	正 後		改	正	前	
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程			福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程			
平成16年 4月 8日制定				平成16年	年 4月 8日制定	
平成17年 4月18日一部改正				平成17年	年 4月18日一部改正	
	平成19年 1月10日一部改正				年 1月10日一部改正	
	平成19年 3月27日一部改正				年 3月27日一部改正	
T. N. O. O. T. T. T. O. D. T.	平成20年 6月20日一部改正			平成20	年 6月20日一部改正	
平成22年 5月12日一部	<u> </u>					
第1条~第4条 (略)		第	1条~第4条 (略)			
第5条 (略)		第	5条 (略)			
\(\frac{1}{2}\)	局ごとの文書管理責任者は、同表の右	20				
	何ことの 又音官 垤貝仕有は、何衣の石	2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右				
欄に掲げる者とする。		F	に掲げる者とする。			
福島県	農林水産部水田畑作課長		福島県	農林水産	部水田畑作課長	
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長		福島県農業協同組合中央会	農業対策	部長	
全国農業協同組合連合会福	米穀部長		全国農業協同組合連合会福	米穀部長	:	
島県本部			島県本部			
福島県米穀肥料協同組合	統括部長		福島県米穀肥料協同組合	統括部長		
福島県米麦事業協同組合 専務理事			福島県米麦事業協同組合	組合 専務理事		
福島第一食糧卸協同組合	<u>業務部長</u>		福島第一食糧卸協同組合	専務理事		
3 (略)		3	(略)			
第6条~第23条 (略)		第	6条~第23条 (略)			
			The second secon			

改 正 後	改 正 前
(雑則)	(雑則)
第24条 実施しようとする実施要綱その他の規程、協議会規約及び	第24条
<u>この規程に定めるもののほか、</u> この規程の実施に関し必要な事項は	この規程の実施に関し必要な事項は
会長が定める。	会長が定める。
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
<u>附 則(平成22年5月12日議決)</u>	
1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。	
2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田	
活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例に	
<u>よる。</u>	

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程の一部改正(案)新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定
平成22年 5月12日一部改正	
第1条~第6条 (略)	第1条~第6条 (略)
(雑則)	(雑則)
第7条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、福島県水田	第7条
農業産地づくり対策等推進会議規約及びこの規程に定めるものの	この規程に定めるものの
ほか、内部監査に必要な事項は会長が定める。	ほか、内部監査に必要な事項は会長が定める。
附 則 (略)	附則(略)
附 則(平成22年5月12日議決)	
1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。	

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程の一部改正(案)新旧対照表

一	成初催成》。 ————————————————————————————————————
改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程
平成16年 4月12日制定	平成16年 4月12日制定
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	
1 (略)	1 (略)
2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き	2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き
推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・	推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・
決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下	決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下
に定める者が決裁(専決)することができる。	に定める者が決裁(専決)することができる。
(1) 総務	(1) 総務
$r \sim \dot{\rho}$ (略)	(1) NO 15 (略)
エリアの事務については、総務事務担当者が立案し、事務局	エ 以下の事務については、総務事務担当者が立案し、事務局
長が決裁する。	長が決裁する。
(ア)~(イ) (略)	(ア)~(イ) (略)
(ウ) 戸別所得補償制度導入推進事業(変更)交付申請、概	(ウ) <u>水田農業構造改革推進交付金</u> (変更)交付申請、概算
算(精算)払請求及び実績報告。	(精算)払請求及び実績報告。
(エ)~(カ) (略)	(エ)~(カ) (略)
(2) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業	(2) 水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策等)
ア 補助金 (変更) 交付申請及び概算 (精算) 払請求については、	ア 実施方針は、総会において決定する。(変更の場合を含む。)
事務担当者(福島県水田畑作課担当者)が立案し、事務責任者の	
承認を得た後に事務局長が決裁する。	
イ 補助金交付要綱の変更及び地域協議会に対する補助金の支	イ 交付金(変更)交付申請および交付金概算(精算)払請求、
払いについては、事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た	実績報告については、事務担当者が立案し、事務責任者が決裁す

改 正 後	改 正 前
後に事務局長が決裁する。	る。 ただし、推進交付金(変更)交付申請、推進交付金概算(精
ウ 実績報告については、事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。 エ 以下の事務については、各対策事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。 (ア) 実施計画の協議、承認。 (イ) 補助事業遂行状況報告。 (ウ) (ア) 及び (イ) に準ずる事務手続き (特に重要であると判断される場合を除く。)。 (エ) 事務局長を発信者とする文書の施行。	算)払請求と一括して申請する場合及び実績報告に伴い交付金の精算がある場合は、事務局長が決裁する。 ウ 地域協議会に対する交付金の支払いについては、事務担当者が立案し、事務局長が決裁する。 エ 以下の事務については、産地づくり対策事務担当者が起案し、産地づくり対策事務責任者が決裁する。 (ア)実施方針承認申請。 (イ)実施計画の協議、承認。 (ウ)実施状況報告。 (エ)(ア)~(ウ)に準ずる事務。(特に重要であると判断される場合を除く。)
(3) <u>耕畜連携粗飼料増産対策</u> ア 補助金(変更)交付申請及び概算(精算)払請求については、事務担当者(福島県畜産課担当者)が立案し、 <u>事務責任者の承認を得た後に事務局長が</u> 決裁する。 イ 補助金交付要綱の変更及び地域協議会に対する補助金の支払いについては、事務担当者が立案し、 <u>事務責任者の承認を得た後に</u> 事務局長が決裁する。 ウ 実績報告については、事務担当者が立案し、 <u>事務責任者の承認を得た後に事務局長</u> が決裁する。 エ 以下の事務については、各対策事務担当者が立案し、 <u>事務責任者の承認を得た後に事務局長</u> が決裁する。 (ア)~(エ) (略)	(オ)事務局長を発信者とする文書の施行。 (3) 耕畜連携水田活用対策 ア 補助金(変更)交付申請及び概算(精算)払請求については、事務担当者(福島県畜産課担当者)が立案し、事務責任者(福島県水田畑作課長)が決裁する。 イ 補助金交付要綱の変更及び地域協議会に対する補助金の支払いについては、事務担当者が立案し、事務局長が決裁する。 ウ 実績報告については、事務担当者が立案し、事務責任者が決裁する。 エ 以下の事務については、各対策事務担当者が立案し、各対策事務責任者が決裁する。 (ア)~(エ)(略)
	(4) (略)

改 正 後	改 正 前
附 則 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。	附 則 (略) 附 則 (略) ————————————————————————————————————

議案第2号 平成22年度事業計画(案)について

平成22年度事業計画(案)

1 基本方針

わが国の食料・農業を取り巻く情勢は、食料自給率の低下や、農業従事者の高齢化、農業所得の減少など厳しい状況にある。

このような中、国は、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、食料自給率の向上を図ることなどを目的として、平成22年度から、戸別所得補償モデル対策を導入した。

このため、本推進会議は、地域水田農業推進協議会や国、県、市町村、JA等関係機関・団体との連携を密にし、米の需給・販売状況を踏まえた計画的生産を推進するとともに、戸別所得補償モデル対策の周知徹底と加入促進、各種助成制度の積極的活用等により、水田等を有効に活用した食料自給率向上や意欲ある農業者の育成・確保に向けた取組みを通して、本県水田農業改革を積極的に進める。

2 重点推進事項

- (1) 水田等の有効活用による自給率向上に向けた取組み推進
- (2) 戸別所得補償モデル対策等の周知徹底と加入促進
- (3) 地域水田農業推進協議会の活動支援
- (4) 水田農業改革の促進及び担い手育成対策
- (5) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大対策の円滑な交付
- (6) 耕畜連携粗飼料増産対策の円滑な交付
- (7) 円滑な事務執行体制の確立

3 事業計画

目的	事業内容	事業計画
水田等の有効活用	水田の有効活用による自	・ 広報活動の展開
による自給率の低い	給率向上に向けた取組み推	・ 水田等の有効活用による食料自給力向上
作物の生産拡大の取	進	に向けた取り組みの推進
り組み推進及び戸別		・ 地域水田農業推進協議会の取り組み活動
所得補償モデル対策		の支援
等の周知徹底や加入	戸別所得補償モデル対策	・ 広報活動、リーフレット作成等による制
促進により本県水田	等の周知徹底と加入促進	度の周知徹底
農業改革の推進に資		戸別所得補償モデル対策等の加入促進
する。		・ 地域水田農業推進協議会の加入促進等に
		向けた取り組み活動の支援
	地域水田農業推進協議会	・ 地域水田農業推進協議会の円滑な事務執
	の活動支援	行の支援
	水田農業改革の促進及び	・ 地域水田農業推進協議会が行う活動の指
	担い手育成対策	導・支援
		・ 水田農業改革推進大会(仮称)の開催
	自給力向上戦略的作物等	自給力向上戦略的作物等緊急対策の交付
	緊急需要拡大対策の円滑な	・ 会議・研修会等の開催
	交付	・ 地域水田農業推進協議会に対する指導
		・ 全国研修会等への参加
	耕畜連携粗飼料増産対策	・ 耕畜連携粗飼料増産対策の交付
	の円滑な交付	・ 会議・研修会等の開催
		・ 地域水田農業推進協議会に対する指導
		・ 全国研修会等への参加

議案第3号 平成22年度歳入歳出予算(案)について

平成22年度歳入歳出予算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位:千円)

区分		22年度予算額	21 年度予算額	予算差異	
-	会計区分	科目	A	B	(A) — (B)
	I 自給力向上 戦略的作物等緊	歳入額	7, 015	2, 388, 263	▲ 2, 381, 248
	急需要拡大事業	歳出額	7,015	2, 388, 263	▲ 2, 381, 248
基	補助金会計 (旧:水田農業	差引残高	0	0	0
金	構造改革交付金 会計)				
会	Ⅱ 耕畜連携粗 飼料増産対策事	歳入額	6, 346	51, 959	▲ 45, 613
計	業補助金会計	歳出額	6, 346	51, 959	▲ 45, 613
	(旧:耕畜連携 水田活用対策補	差引残高	0	0	О
	助金会計)				
	可別所得補償制度 性進事業補助金会	歳入額	29, 273	18, 512	10,761
計	[E) 世界未開功[並云	歳出額	29, 273	18, 512	10,761
	:水田農業構造改 進交付金会計)	差引残高	0	0	0
		歳入額	42, 634	2, 458, 734	▲ 2, 416, 100
会	計 合計	歳出額	42,634	2, 458, 734	▲ 2, 416, 100
		差引残高	0	0	0

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金会計歲入歲出予算 (旧 水田農業構造改革交付金会計) Ι

1 歳入の部 (単位:千円)

大 科 目	目 中 科 目	22 年度	21 年度	予 算 増	章 差 異 減	備	考
1 国庫補 助金	1 自給力向上戦略的作物等緊 急需要拡大事業補助金	7, 015	0	7, 015			
	2 産地確立対策交付金	0	1, 674, 368		1, 674, 368		
	3 稲作構造改革促進交付金	0	713, 891		713, 891		
	4 水田等有効活用促進対策交 付金	0	1		1		
	5 牛肉等関税財源飼料対策費 補助金	0	1		1		
	6 水田等有効活用促進指導費 交付金	0	1		1		
	7 需要即応型生産流通体制緊 急整備事業交付金	0	1		1		
	歳 入 合 計(A)	7, 015	2, 388, 263	7, 015	2, 388, 263		

(単位:千円) 2 歳出の部

2 //XIII * /	HIS						\ I I=	·/• 1 1 4/
	科	目	22 年度	21 年度	予 算	章 差 異	備	考
大 科	目	中 科 目	22 千皮	21 十/支	増	減	VH	77
1 自給 向上戦 的作物	战略 7等	1 自給力向上戦略的作物等緊 急需要拡大事業補助基金繰 入	7, 015	0	7, 015			
緊急需 拡大事	業	2 産地確立対策交付基金繰入	0	1, 674, 368		1, 674, 368		
補助金 金繰入		3 稲作構造改革促進交付基金 繰入	0	713, 891		713, 891		
(旧:水		4 水田等有効活用促進対策交付基金繰入	0	1		1		
農業構改革交	で付	5 牛肉等関税財源飼料対策費 補助基金繰入	0	1		1		
基金入)	繰	6 水田等有効活用促進指導費 交付基金繰入	0	1		1		
		7 需要即応型生産流通体制緊 急整備事業交付基金繰入	0	1		1		
		歳 出 合 計(B)	7, 015	2, 388, 263	7, 015	2, 388, 263		

3 差引残高(A-B)

0千円

Ⅱ 耕畜連携飼料増産対策事業補助金会計歳入歳出予算

(旧 耕畜連携水田活用対策補助金会計)

1 歳入の部 (単位:千円)

科		22 年度	21 年度	予 算	差異	備	考
大 科 目	中 科 目	22 牛皮	21 平皮	増	減	7月	与
1 国庫補 助金	1 耕畜連携粗飼料増産対策事 業補助金	6, 346	0	6, 346			
	2 耕畜連携水田活用対策事業 補助金	0	51, 958		51, 958		
	3 飼料稲フル活用緊急対策事 業補助金	0	1		1		
	歳 入 合 計(A)	6, 346	51, 959	6, 346	51, 959		

2 歳出の部 (単位:千円)

科	目	22 年度	21 年度	予 算	差異	備	考
大 科 目	中 科 目	22 千茂	21 平度	増	減	NH	75
2 耕畜連	1 耕畜連携粗飼料増産対策事	6, 346	0	6, 346			
携水田活	業補助金基金繰入						
用対策補	2 耕畜取組面積補助金基金繰	0	51, 958		51, 958		
助金基金	入						
繰入	3 飼料稲フル活用緊急対策事	0	1		1		
	業補助金基金繰入						
	歳 出 合 計(B)	6, 346	51, 959	6, 346	51, 959		

3 差引残高(A-B)

0千円

Ⅲ 戸別所得補償制度導入推進事業補助金会計歳入歳出予算

(旧 水田農業構造改革推進交付金会計)

1 歳入の部 (単位:千円)

科		22 年度	21 年度	予 算	差異	備	考
大 科 目	中 科 目	22 平皮	21 十度	増	減	7/19	75
1 補助金	1 戸別所得補償制度導入推進	25, 576	0	25, 576			
	事業補助金						
2 交付金	1 水田農業構造改革推進交付	0	15, 163		15, 163		
	金						
3負担金	1 負担金	2, 700	3,000		300	県	1, 350
						中央会	1, 350
4 前年度繰	1 一般管理費繰越金	997	349	648			
越金							
	歳 入 合 計(A)	29, 273	18, 512	26, 224	15, 463		

2 歳出の部 (単位:千円)

科目		22 年度	21 年度	予算差異		備	考
大 科 目	中 科 目	22 平度	21 中皮	増	減	NH	75
1 管理費	1 産地確立対策等管理業務費	0	4, 537		4, 537		
	2 一般管理費	29, 073	13, 775	15, 298			
2 専門部	1 飼料用米部会活動費	200	200				
会費							
歳 出 合 計(B)		29, 273	18, 512	15, 298	4, 537		

3 差引残高(A-B) 0千円

議案第4号 平成22年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

- 1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下「推進会議」という。)が 実施する事務に要する経費から、戸別所得補償制度導入推進事業補助金及び 前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。
- (1) 福島県 270分の135
- (2) 福島県農業協同組合中央会 270分の135
- 2 1で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期(四半期ごと)及び 年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するも のとする。

議案第5号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

事務経費に係る費用の負担に関する協定書 (案)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下「推進会議」という。)と福島県(以下「県」という。)、福島県農業協同組合中央会(以下「中央会」という。)は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

(事務経費の負担)

第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、戸別所得補償制度導入推進事業補助金(以下「国庫補助金」という。)の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。

- 2 推進会議の会長(以下「会長」という。)は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長(以下「経費負担者」という。)に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第34条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

(負担の割合)

第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が270分の135、中央会が270分の135とする。

(その他)

第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議 代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16福島県

代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1 福島県農業協同組合中央会

代表者 会長

議案第6号 事務手続き等に係る付帯決議について

平成22年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1 東北農政局長の承認に係る申請に関すること。(申請等の字句等の修正に関することを含む。)
- 2 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に 関すること。

参考資料

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

平成 1 6年 4月 8日制定 平成 1 7年 4月 18日一部改正 平成 19年 3月 27日一部改正 平成 19年 6月 18日一部改正 平成 19年 12月 25日一部改正 平成 21年 3月 27日一部改正 平成 21年 6月 16日一部改正 平成 21年 6月 16日一部改正

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 会員等(第5条-第8条)
- 第3章 役員等(第9条-第12条)
- 第4章 総会(第13条-第19条)
- 第5章 事務局等(第20条-第22条)
- 第6章 専門部会(第23条-第24条)
- 第7章 会計(第25条-第31条)
- 第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分(第32条-第34条)
- 第9章 雑則(第35条)

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号 農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第4の1の規定により福島県に設 置する水田農業推進協議会の名称は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下 「推進会議」という。)とする。

(事務局)

第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市飯坂町平野字三枚長1番地1に、従たる事務局を県内に5箇所置く。

(目的)

第3条 推進会議は、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地確立の推進、食料自給力・自給率の向上を目指した取組の推進等に資することを目的とする。

(事業)

- 第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 水田農業構造改革交付金等に関すること。
 - (2) 耕畜連携水田活用対策に関すること。
 - (3) 水田等有効活用促進対策に関すること。
 - (4) 地域水田農業推進協議会の指導に関すること。
 - (5) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

2 推進会議は、前項第5号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(推進会議の会員)

第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。

福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県 米穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会 福島県町村会

(届出)

第6条 会員は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく推進会議にその旨を届け出なければならない。

(退会)

- 第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を推進会議に届出なければならない。
- 2 会員が解散した時は、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 推進会議は、会員が推進会議の会員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

- 第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって 充てる。
 - (1) 会長 福島県農業協同組合中央会常務理事
 - (2) 副会長 福島県農林水産部長
- (3) 監事 福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長
- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第10条 会長は推進会議を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐して推進会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 推進会議の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の解任)

第11条 推進会議は、役員が推進会議の役員としてふさわしくない行為をしたときその他 特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この 場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨 を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

- 第13条 推進会議の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第10条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第14条 前条第4項第1号の規定による請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。ただし、会員全員の同意があり、かつ会議の目的たる事項が第17条第4号又は第5号に掲げるものでないときは、招集の手続を経ないで総会を開催することができる。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及 び議事録の公表を行う。

(総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項であって第17条第4号又は第5号に該当しないものにあっては、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

- 第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 水田農業構造改革交付金実施方針に関すること。
 - (5) 水田飼料作物生産振興計画書に関すること。

- (6) 水田等有効活用促進対策に係る県作付拡大推進方針に関すること。
- (7) その他推進会議の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

- 第17条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分2以上の多数による議 決を必要とする。
 - (1) この規約の変更
 - (2) 業務方法書の変更
 - (3) 推進会議の解散
 - (4) 会員の除名
 - (5) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに推進会議に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を推進会議に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

- 第20条 総会の決定に基づき推進会議の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。
- (1) 福島県
- (2) 福島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部
- (4) 福島県米穀肥料協同組合
- (5) 福島県米麦事業協同組合
- (6) 福島第一食糧卸協同組合
- 3 前項各号の事務局の構成団体には、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会農

業対策部長をもって充てる。

5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

- 第21条 推進会議の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲 げる規程による。
 - (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)
- (3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
- (4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程
- (5) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
- (6) その他必要な規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第22条 推進会議は、主たる事務局に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
 - (1) この規約及び前条各号の規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) その他前条各号の規程に基づく書類及び帳簿 第6章 専門部会

(専門部会の設置)

- 第23条 推進会議は、第3条及び第4条第5号にもとづく水田を活用した作物の産地確立 の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。 (専門部会の構成と運営)
- 第24条 各専門部会の構成及び運営方法については、会長が別に定める専門部会設置要領で定めるものとする。
- 2 専門部会は、その目的達成のために必要な場合には、推進会議会員以外も構成員となることができるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第25条 推進会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。 (資金)

- 第26条 推進会議の資金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 水田農業構造改革交付金
 - (2) 耕畜連携水田活用対策事業費補助金
- (3) 水田農業構造改革対策推進交付金
- (4) 水田等有効活用促進交付金
- (5) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金
- (6) 水田等有効活用促進指導費交付金
- (7) その他第4条第5号に基づく事業に係る国庫補助金及び交付金

- (8) 負担金
- (9) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 推進会議の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

- 第28条 推進会議の事務に要する経費は、耕畜連携水田活用対策事業費補助金、水田農業 構造改革推進交付金、水田等有効活用促進指導費交付金、負担金及びその他の収入をも って充てる。
- 2 推進会議の事務に要する経費は、第26条第1号、第4号及び第5号から支弁しては ならない。

(事業計画及び収支予算)

第29条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を 得なければならない。

(予算の繰越し)

第29条の2 予算に定めた推進会議の事務に要する経費であって資金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、推進会議は会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に繰り越して使用することができる。

(暫定予算等)

- 第29条の3 会長は、必要に応じて、推進会議の一事業年度のうち一定期間に係る暫定事業計画及び暫定予算を定め、執行することができる。
- 2 前項の暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、 その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、 当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(監査等)

- 第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に 提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる 事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、要綱、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。)、水田等有効活用促進対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。)、水田等有効活用促進指導事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水

産事務次官依命通知。)、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。)、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知。)、水田等有効活用促進対策事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知。)、水田等有効活用促進指導事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知。)、需要即応型生産流通体制緊急整備事業実施要領(平成21年5月29日付け21生産第1531号農林水産省生産局長通知。)及び第4条5号に基づく事業に係る国庫補助金及び交付金に関する要綱・要領並びにその他の規程の定めるところにより次に掲げる書類を東北農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書 第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、東北農政局長の承認を受けなければならない。 (届出)

第33条 第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく東北農政局 長に届出なければならない。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

- 第34条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業が終了した場合及び推進会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額については当該要綱に基づき東北農政局長に返還する。
- 2 推進会議の資金のうち負担金については、各負担者の負担割合に応じて精算するものとする。
- 3 前2項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進会議の目的と類似の目的を 有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

第35条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月8日から施行する。
- 2 推進会議の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則(平成17年4月18日議決)

- 1 この規約は、平成17年4月18日から施行する。
- 2 推進会議の平成17年度の事業計画及び収支予算は、改正前の第29条の規定にかかわらず、平成17年度第1回臨時総会の定めるところによる。

附 則(平成19年3月27日議決)

この規約は、東北農政局の承認を受けた日から施行する。

附 則(平成19年6月18日議決)

- この規約は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成19年12月25日議決)
- この規約は、平成19年7月25日から施行する。 附 則(平成20年6月20日議決)
- この規約は、平成20年6月20日から施行する。 附 則(平成21年3月27日議決)
- この規約は、平成21年3月27日から施行する。 附 則(平成21年6月16日)
- この規約は、平成21年6月16日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

平成16年4月8日制定 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下「推進会議」という。)における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的にすることを目的とする。

(事務処理の原則)

- 第2条 推進会議における事務処理は、軽易なものを除き、全て文書をもって行わなければならない。
- 2 ファクシミリ、電子メールその他の方法で照会、回答、報告又は打合せ等を行ったときは、文書に準じて処理する。
- 3 推進会議の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間 の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。 (事務処理体制)
- 第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。

福島県	水田農業構造改革交付金等(産地確	農林水産部水田
	立交付金、稲作構造改革促進交付金	畑作課長
	、水田等有効活用促進交付金、牛肉	
	等関税財源飼料対策費補助金) に係	
	る事務	
	耕畜連携水田活用対策事業に係る事	
	務	
	その他規約第4条5号に基づく国庫	
	補助金及び交付金に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業構造改革交付金等(水田等	農業対策部長
	有効活用促進指導費交付金)に係る	
	事務	
	水田農業構造改革対策推進交付金に	
	係る事務	
	その他規約第4条5号に基づく国庫	
	補助金及び交付金に係る事務	

全国農業協同組合連合会福島	計画生産に関する指導・助言に係る	米穀部長
県本部	事務	
福島県米穀肥料協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る	統括部長
	事務	
福島県米麦事業協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る	専務理事
	事務	
福島第一食糧卸協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る	専務理事
	事務	

2 専門部会に関する事務処理は、会長が別に定める専門部会設置要領の規程にもとづき 実施するものとする。

(雑則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成16年4月8日議決)

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

附 則(平成17年4月18日議決)

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則(平成19年1月10日議決)

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則(平成19年3月27日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月20日議決)

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則(平成21年3月27日議決)

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成21年6月16日議決)

この規程は、平成21年6月16日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

平成16年4月 8日制定 平成16年8月28日一部改正 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年3月26日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正

目次

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 勘定科目及び会計帳簿類(第10条-第15条)
- 第3章 予算(第16条-第19条)
- 第4章 出納(第20条-第27条)
- 第5章 物品(第28条-第31条)
- 第6章 決算(第32条-第37条)
- 第7章 雑則(第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下「推進会議」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、推進会議の業務の適正かつ能率的な運営と 予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 推進会議の会計業務に関しては、水田農業構造改革交付金等交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

- 第3条 推進会議の会計は、次に掲げる原則に適合するものでなければならない。
 - (1) 推進会議の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
 - (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
 - (3) 会計の処理方法及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

- 第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、それぞれ区分経理する。
 - (1) 水田農業構造改革交付金等(産地確立交付金、稲作構造改革促進交付金、水田等有 効活用促進交付金、牛肉等関税財源飼料対策費補助金、水田等有効活用促進指導費交

付金、需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金、食料自給力向上緊急生産拡大対 策事業費交付金、水田フル活用推進交付金等)会計

- (2) 耕畜連携水田活用対策補助金会計(飼料稲フル活用緊急対策事業補助金等を含む)
- (3) 水田農業構造改革推進交付金会計
- 2 前項第3号の会計区分については、国費並びに負担金をそれぞれ区分経理する。
- 3 推進会議の業務遂行上必要のある場合は、第1項の会計と区分して、特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条の会計に関する口座は新ふくしま農業協同組合に開設する。

(会計年度)

第6条 推進会議の会計年度は、規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月 31日までとする。

(会計管理責任者)

第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、福島県農業協同組合中 央会農業対策部長をもって充てる。

(会計事務責任者)

- 第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の 区分ごとに会計事務責任者を置く。
- 2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

本田農業構造改革交付金等(産地確立 交付金、稲作構造改革促進交付金、水 田等有効活用促進交付金、牛肉等関税 財源飼料対策費補助金、需要即応型生 産流通体制緊急整備事業交付金、食料 自給力向上緊急生産拡大対策事業費 交付金等) 耕畜連携水田活用対策(飼料稲フル 活用緊急対策事業補助金等を含む) 水田農業構造改革交付金等(水田等有 効活用促進指導費交付金、水田フル活 用推進交付金等) 水田農業構造改革推進交付金

(帳簿書類の保存、処分)

- 第9条 会計に関する帳簿、伝票、書類等(第3項において「帳簿等」という。)の保存 期間は次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算書類 5年
 - (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
 - (3) 証ひょう書類 5年

- (4) その他の書類
- 3年
- 2 前項の保存期間は決算完結の日から起算する。
- 3 帳簿等の焼却その他の処分を行う場合は、会計管理責任者の指示又は承認によって行 うものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

- 第10条 各会計区分には、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。
- 2 各勘定科目の名称、配列及び内容については会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

- 第11条 勘定処理を行うに当たっては、次に掲げる原則に留意しなければならない。
 - (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければならない。
 - (2) 収入と支出は相殺してはならない。
 - (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠しなければならない。 (会計帳簿)
- 第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。
 - (1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

- (2) 補助簿
- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。
- 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機 的関連のもとに作成しなければならない。
- 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

- 第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。
- 2 会計伝票は次のとおりとし、その様式は会長が別に定める。
- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は作成者が押印し、会計管理責任者の承認印を受けるものとする。
- 5 証ひょうとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいう。 (記帳)
- 第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。
- 2 補助簿は、会計伝票又は証ひょう書類に基づいて記帳しなければならない。 (帳簿の更新)
- 第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

- 第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な係数でもって表示することにより収支の 合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。
- 第16条の2 規約第29条の2の規定による予算の繰り越しは、100万円以下で会長が 定める額とする。
- 2 繰り越した予算は、翌年度の負担金として経理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の議決を経て これを定める。
- 2 前項の事業計画及び収支予算は、東北農政局長に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、規約第29条の3の規定による暫定事業計画及び暫定予算については、会長が専決し、前項の規定は適用しない。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、郵便為 替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

- 第21条 会計処理担当者は、金銭の出納及び保管を厳正確実に行い、日々の出納を記録し、 常に金銭の残高を明確にしなければならない。
- 2 金銭の出納は、第13条の規定による会計伝票によって行わなければならない。 (金銭の収納)
- 第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める領収証用紙による領収証を発行しなければならない。
- 2 入金先の要求その他の事由より、前項の領収証用紙によらない領収証を発行する必要 があるときは、会計管理責任者の承認を得てこれを行う。
- 3 銀行振込入金の場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しない。 (支払方法)
- 第23条 会計処理担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取り引きを証する書類に基づき、会計管理責任者の承認を得て行うものとする。
- 2 支払は、銀行振込みにより行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい として会計管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のも のについてはこの限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、 領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることがで きる。

2 銀行振込みの方法により支払を行うときは、取扱銀行の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預金等の保管)

第26条 預貯金証書等については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けする ものとする。

(金銭の過不足)

第27条 金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 物品の購入については、稟議書に見積書を添付して、会計管理責任者を経て会長の決裁をうけなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長が専決することができる。

(物品の照合)

- 第30条 会計処理担当者は、器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動 について所要の記録を行うとともに、そのき損、滅失又は移動があった場合は、会計事 務責任者に通知しなければならない。
- 2 会計事務責任者は、器具及び備品について、毎事業年度1回以上現物照合し、差異が ある場合は、所定の手続きを経て、台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 推進会議の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、 第29条ただし書の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、年度 末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

- 第34条 会計管理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。
 - (1) 合計残高試算表
 - (2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

- 第35条 会計管理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における決算に必要な整理を行い、次に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。
 - (1) 収支計算書

(2) 財産目録

(決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて 総会に提出し、その承認を受けて決算を確定する。

(報告)

第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を東北農政局 長に報告しなければならない。

第7章 雑則

第38条 この規程の施行に関し必要な事項及び会計事務の手続きについては、会長が定める。

附 則 (平成16年4月8日議決)

- 1 この規程は、平成16年4月8日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成 16年8月28日から施行する。
- 2 第5条中「福島県信用農業協同組合連合会」を「新ふくしま農業協同組合」に改める。 附 則(平成17年4月18日議決)
 - この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則(平成19年1月10日議決)

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則(平成19年3月27日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日議決)

この規程は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成20年6月20日議決)

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則(平成21年3月27日議決)

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成21年6月16日議決)

この規程は、平成21年6月16日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程

平成16年4月8日制定 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成20年6月20日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議(以下「推進会議」という。)における文書の取扱について必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正かつ能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱の原則)

- 第2条 文書は、事件の当初から完結までのものを一括してつづるものとする。一括する ことができないものがあるときは、その旨を明らかにしておかなければならない。
- 第3条 文書は、確実、迅速に処理し、かつ、丁寧に取り扱うとともに、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発信者名)

第4条 文書は、会長、事務局長又は専門部会長以外の名により発信してはならない。ただし、事務連絡等軽微な文書についてはこの限りでない。

(文書管理責任者)

- 第5条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める事務の区分でとに文書管理責任者を置く。
- 2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

福島県	農林水産部水田畑作課長
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長
全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	統括部長
福島県米麦事業協同組合	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	専務理事

3 専門部会に関する文書管理責任者は、会長が別に定める専門部会設置要領の規程によるものとする。

(帳簿)

- 第6条 帳簿は、次に掲げるものを備えるものとする。
 - (1) 文書登録簿
 - (2) 簡易文書整理簿
 - (3) 文書保存簿

(文書の接受及び配布)

- 第7条 封書は、会長あて、事務局長及び専門部会長あてのものは開封し、その内容が緊急かつ適正に処 理を要するものについては、会長が別に定める受付印(以下「受付印」という。)を押 印の上、事務担当者あて配布する。
- 2 前項以外の特定の名義人あての封書は、そのまま当該名義人あて配布し、当該名義人

は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印する ものとする。

(文書の登録)

- 第8条 接受した文書により起案した文書及び発議により起案した文書は、文書登録簿に 登録する。
- 2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他 必要な事項を記載してするものとする。
- 3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発信者名が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。 (起案)
- 第9条 文書は、事件ごとに起案するものとする。ただし、2以上の事件で、その間に相 互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一の起案により処理すること ができる。
- 2 接受文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。
- 第10条 文書の起案をする場合には、別に定める起案用紙を用いなければならない。この場合、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等所定の年月日は必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 決裁文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺 文を記載するものとする。ただし、その決裁に係る事項が軽微なものであるときは、こ の限りでない。

(決裁等の順序)

- 第12条 起案文書の決裁等の順序は、原則として会長、副会長、事務局長、各事務局責任 者の逆の順序とする。
- 2 起案文書は、起案者が属する事務局の文書管理責任者及び会計事務責任者の決裁を受けなければならない。

(後伺い)

第13条 決裁権者が不在で緊急を要する場合には、最終決裁権者を除き、当該決裁権者を 後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第14条 起案文書は、別に定めるところにより専決することができる。

(文書の代決)

第15条 副会長は、特に必要と認められる場合は、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第16条 供覧文書については、起案文書によらず、接受文書の余白に決裁欄を設けて供覧 することができる。 (文書の記号及び番号)

第17条 文書の記号は次の表のとおりとする。

発信者名	文書の記号	備 考
会長	福島推進会議	文書の記号の前には、事業年度に相当する数字を
事務局長	福島推進会議事	記載すること。
専門部会長	福島推進会議専	

- 2 文書の番号は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)第4条第1項の対策の種類ごとに小区分を設ける。
- 3 文書の番号は、文書登録簿又は簡易文書整理簿により、規約第25条に定める事業年度ごとに起番し、当該文書に係る事務が完了するまで同一番号とする。ただし、文書管理責任者が軽易であると認める文書については、「号外」とすることができる。

(文書の施行)

第18条 文書の施行に当たっては、文書登録簿又は簡易文書整理簿に所要事項を記入し、 当該文書の発信者名の公印を押印するものとする。

(発送)

- 第19条 文書管理責任者は、文書の発送に当たって通常郵便物のほか、速達、書留その他 特殊扱いにすることを指定することができる。
- 第20条 事務局の近傍に所在する関係機関等あてに発送する場合には、前条の定めによらないで使送により送付することができる。

(文書の完結)

第21条 文書の決裁、供覧又は発送が終ったことにより、当該文書に係る事件が終了した ときは、文書登録簿又は簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第22条 文書の保存期間は、他の規程によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

類別区分	保存期間
第1類	永年
第2類	10年
第3類	5年
第4類	3 年
第5類	1年

- 2 文書の保存期間は、文書が完結した年度の翌年度の4月1日から起算する。
- 3 類別区分の標準は、別に定めるところによるものとする。

(保存文書の廃棄)

第23条 文書で保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後もなお、保存の必要のあるものは、この旨を明らかにして保存しておくものとする。

(雑則)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(平成16年4月8日議決)

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

附 則(平成17年4月18日議決)

- この規程は、平成17年4月18日から施行する。
 - 附 則(平成19年1月10日議決)
- この規程は、平成19年1月10日から施行する。
 - 附 則(平成19年3月27日議決)
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成20年6月20日議決)
- この規程は、平成20年6月20日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策推進会議内部監査実施規程

平成16年4月8日制定

(趣旨)

第1条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約に定める業務及び資金管理に関する内部監査は、この規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は複数名とし、会員である団体の職員のなかから監事が指 名する。

(監査の種類)

第3条 内部監査は半期毎の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(監査計画の作成)

第4条 監査員は、監査に当たって監査責任者を1名定め、事前に実施計画を作成し、監査に当たるものとする。

(監査結果の報告)

- 第5条 監査責任者は、監査終了後監査結果をとりまとめ、監査報告書を作成し、監事に 報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた監事は、その内容を確認の上、会長に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた会長は、当該年度の総会に報告するものとする。
- 4 監事は、内部監査報告書を当該年度終了後5年間保管するものとする。 (監査結果不適合の是正)
- 第6条 監査責任者は、監査の結果不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、被監査部門の責任者に提出するとともに、監事に報告するものとする。
- 2 被監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。
- 3 被監査部門の責任者は、是正措置が終了したときは、速やかにその結果を監査責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた監査責任者は、その内容を確認の上、監事に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた監事は、その内容を確認の上当該年度の総会に報告すとともに、 その記録を当該年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程

平成 16 年 4 月 12 日制定 平成 20 年 6 月 20 日一部改正

- 1. 推進会議の合理的かつ組織的な遂行をはかるため、業務分担ごとに役員及び各事務局責任者の職務権限等を定める。
- 2. 推進会議の事務の決裁・決定の手続き

推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下に定める者が決裁(専決)することができる。

(1) 総務

- ア 総会の開催については、総務事務担当者 (JA福島中央会担当者) が立案し、会 長が決裁する。
- イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、各区分の事務責任者 合議のうえ会長が決裁する。

ただし、総会において規約が変更された場合の変更承認申請については、総務事務担当者が立案し、事務局長(JA福島中央会農業対策部長)が決裁する。

- ウ 資金管理状況報告については、総務事務担当者が立案し、会長が決裁する。 ただし、総会に資金管理状況を報告し承認されている場合については、総務事務 担当者が立案し、事務局長が決裁する。
- エ 以下の事務については、総務事務担当者が立案し、事務局長が決裁する。
 - (ア) 地域水田農業推進協議会担当者会議、業務調整会議等の開催。
 - (イ)総会で報告・決定した各年度の活動報告及び事業計画の報告。
 - (ウ) 水田農業構造改革推進交付金(変更)交付申請、概算(精算)払請求及び実績報告。
 - (エ) 監事監査及び内部監査の受検に関すること。
 - (オ) (ア) \sim (エ) に準ずる事務。(特に重要であると判断される場合を除く。)
 - (カ) 事務局長を発信者とする文書の施行。
- (2) 水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策等)
 - ア 実施方針は、総会において決定する。(変更の場合を含む。)
 - イ 交付金(変更)交付申請および交付金概算(精算)払請求、実績報告については、 事務担当者が立案し、事務責任者が決裁する。

ただし、推進交付金(変更)交付申請、推進交付金概算(精算)払請求と一括 して申請する場合及び実績報告に伴い交付金の精算がある場合は、事務局長が決裁 する。

ウ 地域協議会に対する交付金の支払いについては、事務担当者が立案し、事務局長 が決裁する。

- オ 以下の事務については、産地づくり対策事務担当者が起案し、産地づくり対策事 務責任者が決裁する。
 - (ア) 実施方針承認申請。
 - (イ) 実施計画の協議、承認。
 - (ウ) 実施状況報告。
 - (x) (ア) \sim (ウ) に準ずる事務。(特に重要であると判断される場合を除く。)
 - (オ) 事務局長を発信者とする文書の施行。

(3) 耕畜連携水田活用対策

- ア 補助金(変更)交付申請及び概算(精算)払請求については、事務担当者(福島 県畜産課担当者)が立案し、事務責任者(福島県水田畑作課長)が決裁する。
- イ 補助金交付要綱の変更及び地域協議会に対する補助金の支払いについては、事務 担当者が立案し、事務局長が決裁する。
- ウ 実績報告については、事務担当者が立案し、事務責任者が決裁する。 ただし、補助金の精算を伴う場合は、事務責任者が確認したうえで、事務局長が 決裁する。
- エ 以下の事務については、各対策事務担当者が立案し、各対策事務責任者が決裁する。
 - (ア) 実施計画の協議、承認。
 - (イ) 補助事業遂行状況報告。
 - (ウ)(ア)及び(イ)に準ずる事務手続き(特に重要であると判断される場合を除く。)。
 - (エ) 事務局長を発信者とする文書の施行。

(4) 専門部会

専門部会に関する事務の決裁・決定の手続きについては、会長が別に定める専門部 会設置要領によるものとする。

附則

この規程は、平成16年4月12日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。